

後期高齢者医療健康診査・歯科健康診査受診券送付用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、苫小牧市広告掲載要綱に基づき、後期高齢者医療健康診査・歯科健康診査受診券送付用封筒（以下「受診券送付用封筒」という。）広告掲載事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載する媒体は、受診券送付用封筒とする。

(広告の規格、掲載料等)

第3条 広告の規格、掲載位置、掲載期間及び枠数、掲載料等は、毎年度保険年金課長が定める。

2 広告掲載期間は、受診券を最初に発送したときから概ね1年間とする。

(広告の募集方法)

第4条 広告掲載希望の募集は、市が広報紙・ホームページ、その他の方法で行う。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別紙1）を募集担当課に提出する。

2 申込みは、複数枠可とする。

(広告掲載条件)

第6条 広告の掲載については、苫小牧市広告掲載要綱及び苫小牧市広告掲載基準によるほか、市税を滞納している者の広告は掲載しない。

(広告掲載の決定等)

第7条 広告掲載の申込みがあったときは、募集担当課において掲載する広告の可否を審査し、決定する。

2 同条1項において申込金額の高い順に決定し、同額の場合は抽選とする。

3 抽選の場合は抽選対象者に別途連絡する。

4 広告掲載の可否の決定については、広告掲載決定通知書（別紙2）により通知するものとする。

5 広告掲載の決定通知を受けた者（以下「広告主」という）は、指定する方法により指定する期日までに広告の版下原稿を提出するものとする。

6 版下原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は、広告掲載決定通知書に記載された納付期限までに広告掲載料を一括納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第9条 既納の広告掲載料は還付しない。ただし、広告主の責めによらない理由により掲載することができなかつたときは、その全部または一部を還付することができる。

(広告の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告を取り消すことができる。

- (1) 苫小牧市の広告関連規定に違反したとき。
- (2) 封筒作成上支障を生じたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 前条第1号の規定により広告を取り消された広告主は、市および封筒に掲載されている他の広告の広告主が受けた損害に対して責任を負うものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は苫小牧市市民生活部長が定める。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。